

「トライオートインターネット取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成26年7月28日)

現 行	変 更 後
第1条～第24条 (省 略)	第1条～第24条 (現行どおり)
第25条 (解約) (省 略)	第25条 (解 約) (現行どおり)
2 (省 略) (1)～(5) (省 略) <u>(6) 甲の入出金が、本取引を行うための適正な入出金ではないと乙が判断したとき。</u> (7) (省 略) (8) (省 略) (9) (省 略) (10) 乙が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると乙が判断した場合または甲が本取引を利用することが不適当であると乙が判断したとき。不適切な取引とは、 <u>次に掲げる取引を行うことにより、他の顧客、乙のシステムまたはカバー取引等に悪影響を及ぼす行為等をいい、甲が不適切な取引を行ったと乙が判断した場合、乙は、当該甲の不適切な取引を取消することができるものとする。</u> <u>①自動売買プログラム等を使用していると思われる取引</u> <u>②流動性の低い時間帯における多額の取引</u> <u>③指標発表時の価格の歪み等を狙って行う取引</u>	2 (現行どおり) (1)～(5) (現行どおり) (削 除) (6) (現行どおり) (7) (現行どおり) (8) (現行どおり) (9) 乙が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると乙が判断した場合または甲が本取引を利用することが不適当であると乙が判断したとき。不適切な取引とは、 <u>第27条第3項に掲げる取引をいう。</u>
3～5 (省 略)	3～5 (現行どおり)
第26条 (免責事項) (省 略) (1)～(18) (省 略) (新 設)	第26条 (免責事項) (現行どおり) (1)～(18) (現行どおり) <u>(19) 第27条第4項の定めにより、甲に生じた一切の損害。</u>
第27条 (取引の制限) (省 略)	第27条 (取引の制限・禁止行為) (現行どおり)
2 (省 略) (新 設)	2 (現行どおり) 3 甲は、次の各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾する。なお、甲の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は乙が行い、甲は乙の判断に従うことを承諾する。

現 行	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成26年 6 月23日</p>	<p>(1) <u>自動売買プログラム等を使用していると思われる取引を行う行為</u></p> <p>(2) <u>流動性の低い時間帯における多額の取引を行う行為</u></p> <p>(3) <u>指標発表時の価格の歪み等を狙って取引を行う行為</u></p> <p>(4) <u>高頻度な回転売買等の取引を行い、乙が行うカバー取引に影響を与える行為</u></p> <p>(5) <u>本取引システムで通常実行できないような取引を行う行為</u></p> <p>(6) <u>本取引システムまたは本取引システムの運用に対して過大に負荷を強いる行為</u></p> <p>(7) <u>甲と乙の間で交わされた電子メール、電話、書簡等の内容を乙の同意を得ずに公開、複製、転載、再配布、販売する行為</u></p> <p>(8) <u>乙（乙の関係会社を含む）の役職員（乙の関係会社の役職員を含む。）に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動、業務を妨害する行為</u></p> <p>(9) <u>本取引システムの脆弱性、乙または甲の通信機器、通信回線、システム機器等もしくはインターネットの脆弱性、インターバンク市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為</u></p> <p>(10) <u>本取引とは無関係と思われる入出金を行う行為</u></p> <p>(11) <u>前各号のほか、乙と甲または他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為</u></p> <p>4 <u>甲が乙と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、乙は事前に通知することなく甲の取引口座の新規取引を規制し、過去に遡り約定を取消すことができることとする。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について乙は甲に請求できるものとする。また、当該禁止行為により乙が損害を被った場合は、甲は当該損害に対し賠償責任を負うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上 平成26年 7 月28日</p>